

令和 8 年度 会計年度任用職員（パート職員）募集案内 (社会福祉士・精神保健福祉士)

1 採用職種，採用予定人数，職務内容及び勤務地

採用職種	社会福祉士・精神保健福祉士
採用予定人数	若干名
職務内容	チャレンジドオフィスかしわの運営に係る業務，チャレンジドオフィスかしわ等に勤務する障害者スタッフへの支援及び障害者スタッフへ支援を行うチャレンジド支援員等のサポート業務
主な勤務地	柏市総務部人事課 (柏市柏五丁目 10 番 1 号 柏市役所 ※業務内容に応じて別庁舎での勤務もあります。詳細はお問い合わせください)

2 任期

採用が決定次第から令和 9 年 3 月 31 日まで

- ※ 1 任用（採用）開始日から 1 月（1 月の勤務日が 15 日に満たない場合，15 日に達する日まで）を条件付採用期間とし，勤務成績が良好ではない場合，当該期間内に免職となります。
- ※ 2 地方公務員法第 22 条の 2 の「会計年度任用職員」としての採用です。年度ごとに，新たな職が設置され，客観的な能力の実証を経て採用を決定するため，翌年度の採用を約束するものではありません。

3 報酬・勤務条件等

(1) 報酬の時給単価：1,850 円

※令和 8 年 12 月に開催される市議会で条例改正が可決された場合の 12 月勤務分からの時給単価：1,920 円

※要件に該当する場合，通勤費のほか，時間外勤務，休日勤務等に相当する報酬を支給

(2) 期末手当

任期が 1 会計年度内に 6 か月以上ある会計年度任用職員に，6 月と 12 月の年 2 回，各 1.2625 月分（採用時期により支給割合に変更あり）の報酬金額（時間外勤務等に相当する報酬金額を除く。）に相当する期末手当を支給

(3) 勤勉手当

任期が1会計年度内に6か月以上であり、週勤務時間が15時間30分以上ある会計年度任用職員に、6月と12月の年2回、各1.0625月分（採用時期により支給割合に変更あり）の報酬金額（時間外勤務等に相当する報酬金額を除く。）に相当する勤勉手当を支給

※報酬単価・期末手当・勤勉手当の支給割合は、人事院勧告を基準に、任期中であっても変更の可能性あり。

(4) 勤務時間

ア 勤務時間 1日当たり7時間00分程度（時間外勤務：原則無）

（午前9時00分から午後5時00分までの間、休憩時間：60分）

イ 勤務日 1週間当たり4日又は5日（月曜日から金曜日までのうち、勤務表で定める日）

ウ 休日 日曜日・土曜日・祝日・年末年始

(5) 休暇

年次有給休暇（採用日から6月後の1日までに全出勤日の8割以上出勤した場合）及び特別休暇（夏季休暇、忌引等）を付与する。

(6) 服務

地方公務員法の服務規定（守秘義務、職務専念義務等）が適用される。

(7) 社会保険・雇用保険・労災保険

ア 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用 有

イ 雇用保険の適用 有

ウ 労働者災害補償保険又は非常勤職員公務災害補償制度の適用 有

4 受験（応募）資格

(1) 社会福祉士・精神保健福祉士のいずれかの資格を有する方。

(2) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項（下記枠内参照）に該当しないこと。

ア 拘禁刑又は禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

イ 柏市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

※ 年齢要件は、定めないものとする。

5 選考試験の実施日、実施場所、試験種目及び試験内容

試 験 日	応募があり次第随時実施		詳細は，受験申込者に別途通知する。
試 験 場 所	柏市役所		
試験種目・ 試験内容	書類審査	選考申込書に基づき，採用する職に係る専門的な知識経験等の有無について審査する。	
	個人面接	採用する職に係る適格性等の有無について，人物面から審査する。	

6 申込（応募）方法

(1) 書類審査

ア 以下の書類を作成、用意し、申込みフォームから申し込みをしてください。

(ア) 柏市会計年度任用職員採用選考受験申込書

(イ) 社会福祉士もしくは精神保健福祉士登録証の写し

イ 書類審査の結果を、別途メールにて通知いたします。

ウ 申込受付期間

令和8年10月30日（金）

エ 申込みフォーム

<https://logoform.jp/form/Mx28/1814510> QRコードはこちら→



(2) 個人面接

通知しました日時、場所で、面接を行います。

7 合格の決定及び採用

(1) 合格の通知

決定し次第、選考受験者に通知する。

(2) 採用（合格）の取消し

4に掲げる受験（応募）資格がないこと又は受験申込書等の記載事項に虚偽若しくは不正があったことが明らかになった場合、採用（合格）を取り消すものとする。